

川越市会計年度任用職員である企業職員就業規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和8年9月30日

川越市上下水道事業管理者 野口 幸範

川越市上下水道局管理規程第13号

川越市会計年度任用職員である企業職員就業規程の一部を改正する
規程

川越市会計年度任用職員である企業職員就業規程（令和４年上下水道局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第１６条第４項中「休業給付、」を「休業給付又は」に改め、「又は川越市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年条例第２７号）第６条第２号に掲げる休業補償」を削り、「（次条第５項において「フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額」という。）」を削り、「（次条第５項において「パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額」という。）」を削る。

第１７条第５項を削り、同条第６項を第５項とする。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。